

寄附金を受領する法人の皆様へ

「都道府県・市区町村」「住所地の都道府県共同募金会」「住所地の日本赤十字社支部」に対する寄附金及び所得税法で寄附金控除が認められている寄附金のうち自治体が条例で指定した寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となることから、静岡県においても個人県民税の寄附金控除の対象を指定※しています。

これにより、該当する法人等に寄附をした個人の方で寄附をした年の翌年の1月1日現在静岡県内に住所を有する方は、所得税の確定申告を行えば、所得税及び個人県民税の寄附金控除の適用を受けられます。

つきましては、寄附者の負担の軽減を図る等の観点から、寄附金控除の対象となる寄附金を受領する法人の皆様におかれましては、下記について御協力をお願いいたします。

※県ホームページ上の「控除の対象となる寄附金」を参照ください。

寄附者への周知について

寄附者に別紙「寄附をする個人の方へ」を交付するなど、制度の周知をお願いします。

寄附金受領証明書等の交付について

寄附金を受領した場合には、寄附金受領証明書の例を参考に「寄附者の住所」「氏名」「寄附金額」「寄附金を受領した年月日」を記載した受領証明書（領収書）を寄附者に交付してください。

寄附者名簿の作成、提出及び保存について

静岡県内に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合には、寄附者名簿の作成と県内市町への提出をお願いします。

寄附者名簿の作成

寄附者名簿の例（別紙2）を参考に「寄附者の氏名」「住所」「寄附金額」「寄附金を受領した年月日」の一覧表を暦年ごとに静岡県内の市町別（浜松市は区ごとに別葉）に作成してください。なお、名簿は7年間保存してください。

市町村へ提出

市町別に作成した寄附者名簿を、寄附金を受領した年の翌年の3月15日までに、各市町の「市（町）民税担当課」あてに提出してください。

- （注1） 寄附者名簿の県内市町への提出は、法令において定められたものではありませんが、個人住民税からの寄附金控除を円滑に行うために必要となりますので、御協力をお願いいたします。
- （注2） 個人県民税の課税事務は、市町が個人市町村民税の課税事務と併せて行なっていますので、寄附者名簿の県への提出は不要です。（※個別指定を受けた法人様は、市町とは別に、静岡県税務課宛に名簿を提出ください。）

政令市にお住まいの方の寄附金税額控除の控除率の変更について

平成 29 年度税制改正により県から政令市へ税源の移譲が行われ、平成 30 年度分以後の個人住民税から、政令市に住所を有する方の個人住民税所得割の標準税率が、県民税は 2 %、市民税は 8 %となりました。（県民税と市民税を合わせた合計税率は 10 %のままです。また政令市以外にお住まいの方は県民税 4 %、市民税 6 %のままです。）

これにより、平成 29 年 1 月 1 日以後に行われた寄附金に係る税額控除についても同様に、政令市に住所を有する方の県民税に係る寄附金税額控除における控除率が 4 %から 2 %になり、市民税に係る寄附金税額控除における控除率が 6 %から 8 %に改められています。

この結果、県民税のみが控除対象となっている寄附金については、市民税に係る寄附金税額控除の適用がないため、受けられる税額控除額が、控除率の変更前と比べ少なくなります。

つきましては、政令市に住所を有する方から寄附の申出があった場合には、上記について伝えていただくようお願いいたします。また、市民税の控除対象は各市町によって異なりますので、各市町税務担当課にお問合せください。

県民税の控除額＝（寄附金額－2,000 円）×4 %（政令市にお住まいの方は 2 %）

（イメージ図）平成 29 年 1 月 1 日以降の寄附金

政令市を除く市町にお住まいの方（今までどおり）

所得税の所得 控除による税 額軽減	個人住民税			寄附金控除対象外
	県民税から の控除 4 %	市民税からの控除 6 %		

政令市にお住まいの方（県民税 4 %→ 2 %、市民税 6 %→ 8 %）

所得税の所得 控除による税 額軽減	個人住民税			寄附金控除対象外
	県民税から の控除 2 %	市民税からの控除 8 %		

そ の 他

私立学校法第 3 条に規定する学校法人、私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人または特定公益増進法人の認定を受けている特例民法法人の場合は、寄附者が確定申告を行う際に、特定公益増進法人である旨の証明書等の写しを添付する必要があります。同様に税額控除対象法人である場合も、税額控除対象法人である旨の証明書等の写しを添付する必要があります。このため、貴法人が上記に該当する場合は、寄附金を受ける際に、寄附者に対し証明書等の写しを交付してください。

お問い合わせ

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県税務課 企画管理班
電話番号:054-221-2974 F A X:054-221-3361 E-mail:zeimu@pref.shizuoka.lg.jp